

荷主関係団体等 あて

中部運輸局自動車交通部貨物課

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種後の輸送の安全確保  
に向けたご理解とご協力のお願い

平素より、国土交通行政に格別なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貨物運送に当たっては、荷主からの運行時間や運行経路等の指示に基づき運行する必要があり、運転者の体調異変による突発的な変化が生じた場合であっても、運行の中止などを行う場合には、荷主の承諾を得る必要があるなど、荷主のご理解とご協力が必要不可欠です。

こうした状況の中、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種については、政府において全国民に提供できる体制を整備し、全国の自治体及び職域単位でのワクチン接種が進められているところであります。ワクチン接種後の運転者の体調管理については、トラック事業者が管理することはいうまでもありませんが、運行途中での急な体調の変化などが発生した場合は、人命の保護を第一義として、無理な運行を継続することを防ぐことが求められるため、荷主のご理解とご協力が不可欠となります。

つきましては、物流機能の維持とトラック事業者や運転者の生命・身体を守るため、今般の趣旨についてご理解いただき、下記の事項について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

**【要請事項】**

- ワクチン接種により、トラック運転者が運転中に体調の異変を感じた場合には、輸送の安全を確保するために運行の変更等を行い、その結果として、配送時間の遅れが発生し貨物運送に支障を来すことも考えられますので、ご理解とご配慮を賜りたくお願い申し上げます。